

公 示

令和 7 年度
任意継続被保険者標準報酬月額について

健康保険法（大正11年法律第70号）第 4 7 条第 2 項に規定する任意継続被保険者の標準報酬月額は、その者の従前の月額が、当組合の令和 6 年 9 月 3 0 日における全被保険者の平均標準報酬月額をこえる場合は、その全被保険者の平均標準報酬月額とし、その額は次のとおりですから公示します。

令和 7 年 3 月 3 日

川崎重工業健康保険組合
理事長 金子 剛 史

記

標準報酬月額	6 2 0 , 0 0 0 円
標準報酬日額	2 0 , 6 7 0 円
適用期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

〔注〕 令和 6 年 9 月 3 0 日現在における当組合平均月額 ： 6 1 4 , 1 7 4 円

〔参考〕 令和 6 年度 ： 5 6 0 , 0 0 0 円

以 上

(公示期間 令和 7 年 3 月 3 1 日まで)